

令和 4 年 6 月 27 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01527

研究課題名(和文)「弱い」規範の「強い」影響力：日独のシビリアン・コントロールの比較研究

研究課題名(英文) Strong Effects of Weak Norms: Civilian Control in Japan and Germany

研究代表者

阿部 悠貴 (Abe, Yuki)

熊本大学・大学院人文社会科学部(法)・准教授

研究者番号：70588665

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：規範に関する国際関係論の研究を包括的に渉猟し、2000年以降に発表された論文、書籍をほぼカバーできた。既存研究ではなぜ「規範の論争」が生じるのかという点が十分に示されてこなかったが、本研究はその原因に関する一つの視点を提示することを目的に研究を進めてきた。この理論的考察を踏まえ、日本とドイツの「反軍事主義」規範について検討してきた。これまでの研究では両国の安全保障政策はこの反軍事主義規範の影響により類似していることが論じられてきたが、現実には大きく異なること、特に文民統制(シビリアン・コントロール)の点において異なることを示すことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的な観点からは、近年、国際関係論において盛んに議論されている「規範の論争」について、その発生原因を示すことができた。これまでの研究では論争が規範を強化させるという見解と、弱体化させるという見解がそれぞれ示されている。しかし何が両者を分けるのかという点は十分に検討されてこなかった。これに対し、本研究は「妥協を強いられた規範」であるかという点が基準となっていることを示した。この視点を踏まえ、日本とドイツは同じ「反軍事主義」規範を共有する国と考えられているが、なぜ文民統制という点においてその政策は大きく異なるのかを明らかにしてきた。この点において社会的な意義を見出せると考える。

研究成果の概要(英文)：This research project has thoroughly explored theoretical expositions relating to the studies on norms in International Relations, in particular expositions published since 2000. The extant knowledge in norm studies has not yet clearly identified why contestations are generated by norms themselves. The research project aimed to provide an analytical perspective to this question.

Based on this theoretical examination, the project investigated the norms of "antimilitarism" in Germany and Japan. Although it has been broadly contended that these two countries share similar traits in their security policies due to the effects of the norms, it has revealed how they have developed different types of antimilitarism, the effects of which can be evidently found in their policies of "civilian control."

研究分野：国際関係論

キーワード：規範の論争

1. 研究開始当初の背景

国際関係論の規範に関する研究では現在、規範が引き起こす論争 (contestation) が広く考察されている。これまでの研究では規範はアクターの行動を社会化し、社会的にふさわしい行動に導くものと考えられてきた。しかし、近年は規範がアクター間の論争を生じさせていることが指摘され、多くの研究が提出されている。またこの議論にもいくつかの種類があり、論争を通じて規範が強化されていくことを論じるものもあれば、逆に弱体化していくことを指摘するものもあり、論争の内容も分かれている。

この点を背景とし、本研究は何が「規範の論争」を引き起こす要因になっているのか、という点に関心を持った。実際、全ての規範が論争を引き起こすわけではないように、その条件を特定することが必要であろう。この点が本研究を開始する動機となった。

2. 研究の目的

本研究の目的はどのようなタイプの規範が論争を引き起こすのかを明らかにすることである。これに関する一つの見解として、「妥協を認める」規範かどうかに関係していることを提示する。規範とは特定の理念に立脚し、社会における「ふさわしさ」を示すものである。そのため、その理念に合致しない行動を批判することもあり、批判された相手から強い反発を招くことにもなっている。これが論争を引き起こす原因であるように、規範は社会における対立を内在させているのである。

従って、規範の内容がより明確で、「妥協を認めない」ものであればあるほど、対立を引き起こす可能性が高くなると考えられる。これに対し、「妥協を認める規範」というものは、内容に一貫性がなくなるものの、他の価値、利害との共存を模索する形で影響が現れると考える。

本研究はこの点を明らかにすることを目的としている。

3. 研究の方法

本研究を遂行するために、具体的な事例として日本とドイツの「反軍事主義 (antimilitarism)」規範を比較する。これまでの研究において両国は第二次世界大戦での敗北という共通の経験から同じ反軍事主義規範が形成されたと論じられてきた。事実、日本とドイツでは軍事問題への関与を嫌う傾向が観察されており、安全保障政策における共通点は多く存在する。

しかし、軍事組織をどのように監視するかというシビリアン・コントロール (文民統制) の点において大きく異なっていることはあまり指摘されてこなかった。本研究はこの点に着目し、なぜ異なるのかという問いを考察する。

このことを明らかにするために、本研究は日本とドイツの再軍備過程における文献を渉猟した。また当時の世論調査、新聞記事を広く収集することで、シビリアン・コントロールの違いについて検討した。

4. 研究成果

(1) 本研究を通じて得られた成果は以下の議論にまとめられる。

東西冷戦の最前線に位置した (西) ドイツにとって、再軍備は避けることのできない問題であった (岩間 1993年) したが、国内社会では戦後に形成された反軍事主義規範の影響力は強く、再軍備に対する抵抗が見られた。そこでドイツ政府は再軍備が「民主主義の防衛」のために必要であること、またナチズムの時代に戻るのではなく「軍の民主化」を基盤にした新しい軍隊を形成することを強調し、国内社会の説得にあたった。この結果、再軍備は徐々に受け入れられていくことになった。この点においてドイツの反軍事主義規範は連邦軍の存在との妥協を強いられることになったが、その一方、関心は軍事組織の監視というシビリアン・コントロールへと向かい、具体的な政策において反映されていくことになった。

これに対し、日本の状況はドイツと大きく異なっている。日本の再軍備は朝鮮戦争を機に開始されるが、「青天の霹靂」と称されたように予期せぬ出来事であった。またアメリカ軍のプレゼンスもあり、共産主義諸国からの侵攻があるとは考えられていなかった。他方、国内社会においては反軍事主義が形成されつつあり、再軍備に対する反対が広く展開されていた。しかし、日本の場合は再軍備を正当化する強い根拠を欠き、また再軍備は憲法第九条との矛盾を突かれる問題でもあったため、公の議論を避ける形で進められることになった。このことが国内社会から更なる不信を招き、再軍備こそが戦後の民主主義を否定し、戦前回帰への試みと捉えられることになったのである。その結果、反軍事主義は軍事組織 (自衛隊) の「存在」に対峙する規範として形成され、その「活動」の監視というシビリアン・コントロールには十分な関心が向けられなかった。

「妥協を強いられた」ドイツの反軍事主義は軍の監視という具体的な政策において影響力を持ち、これに対し、日本の反軍事主義は「妥協の余地のない」絶対的平和主義として形成され、自衛隊の存在をめぐる論争を内在させることになったのである。

(2) ドイツにおけるシビリアン・コントロールは以下の具体的な政策に見ることができる。内閣には連邦安全保障会議 (Bundessicherheitsrat) (1969年に「連邦防衛会議」から改称) が設置されているが、これに加えて、議会には防衛委員会 (Verteidigungsausschuss) が存在している。すなわち、野党であっても議席数に応じてこの委員会に代表を送ることができる仕組みが形成されている。また議員の中から防衛監察委員 (Wehrbeauftragter) が選出され、兵士からの苦情を受け付ける一方、ドイツ連邦軍の民主的活動を監視する役職も設けられている。

この後者二つの防衛委員会、防衛監察委員は野党 (当時は社会民主党) との妥協によって形成されたものである。当初、社会民主党は再軍備に反対の姿勢を取っていた (反軍事主義の観点から再軍備に反対する者もいれば、再軍備が東西ドイツの分裂を決定的にするため反対する者もあり、中身は必ずしも一様ではなかった)。しかし、冷戦という米ソ対立が激化するにつれて再軍備が不可避となると、次第にフリッツ・エアラー、カルロ・シュミット、ヴィルヘルム・メリーズ、ヘルムート・シュミットといった議員は再軍備の議論に積極的に乗り出していく。

この時、彼らが主張したのは議会による軍の統制を強化することであった。その結果、社会民主党の要請で防衛委員会、防衛監察委員の設置が決まったのであった。

また国内社会では、再軍備への反対運動が組織されていた。「私はごめんだ (Ohne Mich)」という名で展開された運動、また再軍備に反対して内相を辞任したグスタフ・ハイネマンや、キリスト教福音主義の牧師であるマルティン・ニーメラーらによる運動などがある (Hoeth 2008; Werner 2006)。

しかし、政府はこうした反対論に当初から十分に配慮していた。ドイツの再軍備はテドル・ブランクのもと組織された「ブランク機関」が提出したいわゆる「ヒンメルロート覚書」が出发点になっているが、そこで主張されたのが、再軍備が国内の分断を生むことのないよう、特に社会民主党、労働組合の理解を得ることの必要性であった (ブランクがこの役職に任命された一つの理由は、彼が労働組合出身の議員であったことに関係していた) (Abenheim 1986; Clay Large 1996)。

またこのブランク機関から「制服を着た市民 (Staatsbürger in Uniform)」、「内面指導 (Innere Führung)」という概念も提唱されている。それは徴兵制を実施するがあくまでも市民の権利を有して、そして民主的価値に基づいて軍務に従事することを謳ったものである。これらの概念は軍人法 (Soldatengesetz) にて具体化されていく。

こうした概念は再軍備が行われたとしても、それがナチズムへの回帰を意味するものではないことを印象付けることになった。国内で展開された再軍備への反対運動が勢いを失っていったのは、再軍備が民主的価値に結び付いて論じられたことが大きな要因であった。

理論的観点から考察するならば、ドイツの反軍事主義規範は再軍備が避けられない現実との妥協を強いられて形成されることになった。しかしその反面、軍の監視というシビリアン・コントロールにおいて反映されることになったのである。

(3) 日本のシビリアン・コントロールは防衛官僚主導の「文官統制」と呼ばれる特徴が見られる。そもそも日本にはシビリアン・コントロールの概念がなく、警察予備隊の創設が文字通り警察力の強化と受け止められ、旧内務官僚が警察の指揮系統をもと作成したという点が指摘されている (読売新聞戦後史班編 1981年)。しかし、これだけでは不十分であり、その後の研究では警察予備隊、その後は自衛隊の創設に関与した旧内務官僚が旧軍人の影響が及ぶのを恐れ、文官主導の体制を構築したことが示されている (中島 2005年。文官統制に関する議論として真田 2011年、西川 2002年参照)。

こうした旧軍人の影響を排し、防衛官僚主導の体制を築き上げた点に、日本の反軍事主義の機能の一つとして見ることは可能であろう。事実、この点を指摘した研究も多く見られる (Katzenstein and Okawara 1993. 他、McNelly 1982; 瀧 2005年参照)。

しかし、なぜ自衛隊の活動に対する統制は行政機構の内部に留まったのかは掘り下げて検討されるべきである。ドイツとの比較から考察するならば、日本の場合は反軍事主義を前にし、再軍備を正当化する十分な根拠を持たなかったことが大きかった。ドイツではソ連の脅威のみならず、東側占領地域 (東ドイツ) では自由主義者が迫害されるのを目の当たりにしており、再軍備が民主主義の防衛という理念のもと行われることになった。これが国内社会を説得する手段になったのである。他方、日本ではそうした理由を欠いていたため、行政機構を越えた広がりを持ち得なかった。加えて、政治家にとっても再軍備を持ち出すことは選挙で票を失う危険性を伴ったため、あえて触れるインセンティブを持たなかった (大嶽 1986年、1988年 [2005年]、Hikotani 2009参照)。

日本の反軍事主義は軍事問題に対する妥協の余地のない規範として形成されることになった。この点において一貫性を備えた規範ということもできるが、軍事活動をどのように監視するかという具体的な制度に反映されていくことはなかった。再軍備と反軍事主義規範の妥協点を形成できなかったことで、日本の安全保障政策は常に論争を引き起こす可能性を内包することになったのである。

引用文献

- Abenheim, Donald, *Reforging the Iron Cross: the Search for Tradition in the West German Armed Forces*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1988.
- Clay Large, David, *Germans to the Front: West German Rearmament in the Adenauer Era*, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996.
- Hikotani, Takako, "Japan's Changing Civil-Military Relations: From Containment to Re-Engagement?" *Global Asia* 4 (1), 2009, pp. 22–26.
- Hoeth, Lutz, *Die Wiederbewaffnung Deutschlands in den Jahren 1945-1958 und die Haltung der Evangelischen Kirche*, Norderstedt: Books on Demand GmbH, 2008.
- Katzenstein, Peter J. and Okawara, Nobuo, "Japan's National Security: Structures, Norms, and Policies," *International Security* 17 (4), pp. 84–118.
- McNelly, Theodore, "Disarmament and Civilian Control in Japan: A Constitutional Dilemma," *Bulletin of Peace Proposal* 13 (4), 1982.
- Werner, Michael, *Die Ohne-Mich-Bewegung. Die bundesdeutsche Friedensbewegung im deutsch-deutschen Kalten Krieg (1949 - 1955)*, Münster: Monsenstein und Vannerdat, 2006.

岩間陽子 『ドイツ再軍備』中央公論社、1993年。

大嶽秀夫 『アデナウアーと吉田茂』中央公論社、1986年。

大嶽秀夫 『再軍備とナショナリズム：保守、リベラル、社会民主主義者の防衛観』中央公論社、1988 [2005年]

西川吉光 「戦後日本の文民統制(上)『文官統制型文民統制システム』の形成」『阪大法学』第52巻第1号、2002年、121 - 148頁。

瀧澤厚 『文民統制 自衛隊はどこへ行くのか』岩波書店、2005年。

真田尚剛 「日本型文民統制の終焉？」『国際安全保障』第39巻第2号、2011年、96 - 113頁。

中島信吾 『戦後日本の防衛政策 「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会、2006年。

読売新聞戦後史班編 『「再軍備」への軌跡』読売新聞社、1981年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 阿部悠貴	4. 巻 150
2. 論文標題 国際関係論における規範研究の進展 規範の受容、論争、消滅をめぐる議論を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 1, 35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 阿部悠貴	4. 巻 54
2. 論文標題 「書評 『ドイツの核保有問題：敗戦からNPT加盟,脱原子力まで』 [津崎直人著]」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ドイツ研究	6. 最初と最後の頁 89, 92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部悠貴	4. 巻 8
2. 論文標題 国際関係論における『規範の論争』—近年の議論に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 グローバル・ガバナンス	6. 最初と最後の頁 108-115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Yuki Abe	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Cambridge Scholars Publishing	5. 総ページ数 30
3. 書名 "Constitutional Reform and Strong Diplomacy: An Analysis of Changing Arguments in Japanese Newspapers," in Carmen Schmidt, Ralf Kleinfeld (eds.) The Crisis of Democracy? Chances, Risks and Challenges in Japan (Asia) and Germany (Europe)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------